

長岡京市自治振興団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、長岡京市における自治の振興及び地域コミュニティ活性化のため、自治振興を目的とする団体（以下「自治振興団体」という。）が行う事業及び運営に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市自治振興団体補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金交付等規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる自治振興団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長岡京市自治会長会
- (2) 長岡京ガラシャ祭実行委員会
- (3) 長岡京市内各地区の自治会

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、自治振興団体が行う住民自治の振興及び地域コミュニティ活性化に資する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、自治振興団体事務の運営に係る経費及び補助事業実施に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市自治振興団体補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、指定された期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市自治振興団体補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付を申請した者は、前条の規定による通知書を受領した場合において、当該申請に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不

服があるときは、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第9条 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金等の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って補助金等を使用し、他の目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第10条 補助事業者が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市自治振興団体補助金事業計画変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市自治振興団体補助金事業計画変更承認書（様式第6号）により通知するものとする。

(事業終了報告)

第11条 補助事業者は、事業の完了後、長岡京市自治振興団体補助事業終了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第12条 市長は、前条に規定する事業終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市自治振興団体補助金確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第13条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市自治振興団体補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(是正措置)

第14条 市長は、補助事業の完了後、事業終了報告書を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付条件等に適合しないと認めるときは、その補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業

者に対して命ずることができる。

- 2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の特例)

第15条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めたものに対しては、第13条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

- 2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、長岡京市自治振興団体補助金概算交付請求書（様式第12号）に第7条の交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(交付取消等)

第16条 補助事業者が次の各号の一に該当する場合には、市長は、補助金等の交付決定若しくは確定を取消し又は変更することができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 補助金等を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金等の経理状況が不適正と認められるとき。
- (4) 事業の実施方法が、補助金等の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の取消等を行った場合において、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

- 2 市長は、第15条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者に対し、補助金の交付確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその差額の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第18条 市長は、前条第1項の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

補 助 対 象 者	補助金の額の上限又は算出方法
長岡京市自治会長会	予算で定める額
長岡京ガラシャ祭実行委員会	〃
長岡京市内各地区の自治会	○自治会振興補助 均等割 13,000 円＋世帯割 200 円×加入世帯数 (＊加入世帯数は当該年度の4月1日現在加入世帯数とする。ただし、自治会区域にある世帯を対象として自治会活動を行い、かつ、会費等の徴収を任意とする場合は、前年度中に会費等の支払いをした人数をもって算出する。) ○自治会未加入者等加入促進事業補助 別表2のとおり、世帯別に定める額

別表2 自治会未加入者等加入促進事業補助

区 分	年 額	
世 帯 割	1～200 世帯	30,000円
	201～400 世帯	35,000円
	401～800 世帯	40,000円
	801～1,000 世帯	45,000円
	1,001 世帯～	50,000円